

○松戸市重症心身障害児通所支援事業所開所延長支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）の通所先の開所時間延長を促進するため、松戸市内で児童発達支援および放課後等デイサービスを実施する事業所を運営する者に対し、開所時間延長に伴う看護師等の人件費の一部について、予算の範囲内において、松戸市補助金等交付規則（昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、松戸市内において、次に掲げる全ての要件を満たす事業所を運営する者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、または同条第4項に規定する放課後等デイサービスを実施し、かつ主として重症心身障害児を通わせる事業所として千葉県指定を受けていること。
- (2) 千葉県に延長支援加算（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号。以下「報酬告示」という。）別表第1の12のロ又は別表第3の10のロをいう。）の届出を行っていること。
- (3) 延長支援加算（報酬告示別表第1の12のロ又は別表第3の10のロをいう。）を算定していること。または、延長支援加算（報酬告示別表第1の12のロ又は別表第3の10のロをいう。）の算定対象となりうる障害児を受け入れていること。
- (4) 市内に住所を有する児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児に対し、延長支援加算（報酬告示別表第1の12のロ又は別表第3の10のロをいう。）の算定となる時間帯に従事する看護師を1人以上、補助者を1

人以上配置していること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表第1に定める補助基準額に別表第2の延長利用実績の区分に応じた補助率を乗じて算出された範囲内において、市長が定める額とする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、松戸市重症心身障害児通所支援事業所開所延長支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、松戸市重症心身障害児通所支援事業所開所延長支援補助金交付決定(却下)通知書(第2号様式)によるものとする。

(実績報告)

第7条 規則第11条の規定により実績報告をしようとするときは、松戸市重症心身障害児通所支援事業所開所延長支援補助金実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第8条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、松戸市重症心身障害児通所支援事業所開所延長支援補助金額確定通知書（第4号様式）によるものとする。

（交付の請求）

第9条 規則第14条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松戸市重症心身障害児通所支援事業所開所延長支援補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業所	補助基準額
児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	460,000円/月

別表第2（第3条関係）

延長利用実績	補助率
1～5日/月	10分の3
6～10日/月	10分の5
11日以上/月	10分の10

備考

1 延長利用実績は、市内に住所を有する重症心身障害児が延長支援加算（報酬告示別表第1の12のロ又は別表第3の10のロをいう。）を算定できる時間帯を利用した利用日数とする。

2 同日に複数の市内に住所を有する重症心身障害児が延長支援加算（報酬告示別表第1の12のロ又は別表第3の10のロをいう。）を算定できる時間帯を利用した場合は利用日数1日として計上する。

3 下記事項についても延長利用実績として計上することができる。

- (1) 延長支援加算（報酬告示別表第1の12のロ又は別表第3の10のロをいう。）を算定できる時間帯を利用予定の市内に住所を有する重症心身障害児が、欠席時対応加算（報酬告示別表第1の7又は別表第3の5をいう。）に該当し、同日他の延長支援加算（報酬告示別表第1の12のロ又は別表第3の10のロをいう。）を算定できる時間帯の利用者がいない場合。
- (2) その他、市長が特別に認める場合。